

**山形県中小企業まるっとサポート補助金
(販路開拓支援事業・展示会等出展支援型)**

補助事業の手引き

令和8年3月

山形県産業労働部商業振興・経営支援課

目 次

| | |
|---|----|
| 補助事業の手引き | 1 |
| 1 補助事業者のみなさまへ | 1 |
| 2 事業の目的 | 2 |
| 3 補助対象者について | 2 |
| 4 補助対象事業について | 4 |
| 5 補助対象経費について | 4 |
| 6 補助率・補助金額の算出について | 7 |
| 7 補助事業の期間について | 7 |
| 8 交付申請から事業完了までの事務手続きの流れ | 8 |
| 9 交付申請手続き | 10 |
| 10 実績報告書の提出 | 11 |
| 11 必要に応じて提出していただく書類 | 13 |
| 12 会計等に関する注意点 | 13 |
| 13 補助事業実施後の留意事項 | 14 |
| 14 監査委員監査、会計検査院検査について | 15 |
| 山形県補助金等の適正化に関する規則 | 16 |
| 山形県中小企業まるっとサポート事業費補助金 （販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）交付要綱 | 24 |
| 国家公務員等の旅費支給規程（別表第二） | 43 |
| 様式集 | 56 |

山形県中小企業まるっとサポート補助金 (販路開拓支援事業・展示会等出展支援型)

【補助事業の手引き】

本手引きは、補助金の交付申請から事業完了までの各種手続きや準備しなければならない資料等について説明しています。本手引きに沿って、適正に補助事業を実施して下さるようお願いいたします。

補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なる場合もありますのでご注意ください。この手引きに沿った処理を行わない場合は、補助金を交付することができませんので、内容をよくご確認ください。

1 補助事業者のみなさまへ

この補助金は、内閣府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しており、補助事業終了後、山形県監査委員による監査、会計検査院による会計実地検査が実施されます。監査や検査の結果、違反行為等が発覚した場合には、補助金の返還等の措置がなされるとともに、補助事業者名が公表される場合等があります。

また、補助事業終了後も、補助事業で取得した財産管理など必要な手続きがあります。その他、事業の遂行状況確認、成果の発表等にご協力いただく場合がありますので、よろしくお願いいたします。

事業者の皆様は、特に、次の4点に留意してください。

- ① 事業計画に沿った補助事業の遂行
- ② 計画している事業内容を変更する場合は事前に相談
- ③ 報告書・申請書等の迅速な提出
- ④ 補助対象物件・書類（伝票等）の適切な管理（書類は令和14年3月末まで保管すること）

補助事業を行うにあたり、不明な点が生じた場合等は、下記担当へお問い合わせください。

【問い合わせ・提出先】山形県 産業労働部 商業振興・経営支援課 経営支援係
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
TEL: 023-630-2354
E-mail: yshoshin@pref.yamagata.jp

2 事業の目的

この補助金は、賃上げ環境の整備等による県内経済の活性化を図るため、県内の中小企業・小規模事業者等が国内外で実施する販路開拓・拡大の取組を支援するものです。

3 補助対象者について

山形県内に事業所を有する（本社等の所在地は問わない）中小企業・小規模事業者又は労働者協同組合法に基づく労働者協同組合とします。なお、補助対象者がこの補助金の交付を受けられるのは1回限りです。

本事業における中小企業、小規模事業者の定義は以下のとおりです。

| | 定 義 |
|--------|--|
| 中小企業 | 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者（但し、下記に掲げる小規模事業者を除く） |
| 小規模事業者 | 常勤従業員数が、製造業その他の業種・宿泊業・娯楽業においては20人以下、卸売業・小売業・サービス業においては5人以下の事業者 |

< 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲 >

【中小企業者】

| 業種 | 下記のいずれかを満たすこと | |
|--|------------------|-------------|
| | 資本金の額又は 出資の総額 | 常勤 従業員数※ |
| 製造業、建設業、運輸業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く。） | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| その他の業種（上記以外） | 3億円以下 | 300人以下 |

※ 常勤従業員数は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

【組合関連】

組合関連で補助対象者に該当するのは以下に列挙された団体のみとなります。

| |
|--|
| 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）及び労働者協同組合 |
|--|

但し、以下（１）～（７）に該当する場合は対象外となります。

| | |
|-----|---|
| （１） | 財団法人（公益、一般）、社団法人（公益、一般）、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、法人格のない任意団体、系統出荷による収入のみである個人農業者 |
| （２） | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第５項に規定する性風俗特殊営業を営む者 |
| （３） | 中小企業若しくは法人の役員、従業員等又は個人事業主が暴力団等の反社会勢力である場合、又は反社会勢力との関係を有する場合 |
| （４） | 政治団体、宗教上の組織又は団体による事業 |
| （５） | 本補助事業に申請する内容と同一の事業が国、県、市町村等の他の補助金に採択されている場合 |
| （６） | 県税を滞納している場合 |
| （７） | その他、本事業の目的・趣旨等から適切でないと山形県が判断する場合 |

4 補助対象事業について

この補助金の補助対象事業は以下のとおりです。

① 国内展示会等出展支援事業

補助対象者が、国内で開催される展示会・商談会等に出展し、自社の製品やサービス等に係る販路開拓・拡大に取り組む事業

② 国外展示会等出展支援事業

補助対象者が、国外で開催される展示会・商談会等に出展し、自社の製品やサービス等に係る販路開拓・拡大に取り組む事業

※ 広く一般に出展者を募集し、募集要項等が公表されているものが対象となります。

※ 以下に該当するものは補助対象外となります。

- ・ 一般消費者に対するその場での販売を主な開催目的とするもの
- ・ 取引先や団体の構成員のみを招待するなど、特定の顧客のみを来場対象とするもの
- ・ 自社が主催または運営に携わるもの
- ・ オンラインで参加するもの
- ・ 国、県及び市町村が実施する補助事業に採択されているもの
- ・ 補助金の額が5万円未満のもの

※ 国内の複数の展示会等に出展する場合や、国内及び国外それぞれの展示会等に出展する場合も補助対象としますが、複数回に分けての交付申請はできません。

5 補助対象経費について

この補助金の補助対象経費は、補助対象事業に要する経費として明確に区分できるものであり、かつ、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる以下の①～⑥に該当する経費とします。

※ 令和8年3月6日以後に申込等をする経費を補助対象とします。ただし、展示会等への出展は交付決定日以降に行う必要があります。

※ 国、県及び市町村が主催又は共催する事業（負担金等で支援する事業など）に参加する場合も補助対象事業としますが、主催者及び共催者に支払う経費（参加者負担金など）は補助対象外とします。

例：やまがた産業支援機構が機械要素技術展で山形県ブースを出展する際の企業負担金（出展料、ブース装飾費、備品レンタル費）は補助対象外とします。

※ 交付申請時や実績報告時に金額の証拠書類を提出していただきます。

※ ⑥については、国外展示会等出展支援事業のみ補助対象とします。

① 出展料

出展料、参加費、会場使用料、展示販売スペースの賃借料などの展示会、商談会等への出展に要する経費。

※ 出展料に加えて倉庫保管料など主催者が設定するオプション費用も補助対象としますが、保険料は補助対象外とします。

※ 保険料が出展料に含まれており、区分することができない場合は出展料としてみなしますが、保険金等を受け取った場合は補助金の返還を求める場合があります。

② ブース装飾費

床工事費、造作工事費、サイン工事費、電気工事費、デザイン費などの展示会、商談会等のブース装飾に要する経費。

※ 装飾事業者にブース装飾を依頼する場合において、備品レンタル費用が装飾費用に含まれているときは、備品レンタル費をブース装飾費に含めて記載することができます。

※ 自社で用意するポスターやチラシ、ロールアップバナーなどは含まれません。

③ 備品レンタル費

展示台、テーブル、イス、照明器具、ポスターパネルなどの展示会、商談会等の出展に必要な備品のレンタルに要する経費。

※ 会場への搬入、設置、撤去費用も補助対象となります。

※ レンタルの内容が契約書等で確認できるもので、補助事業期間分のみを補助対象とします。年間契約などにより、契約期間が補助事業期間を超える場合は、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分します。

④ 旅費

事業の実施に必要な旅費で、事業所所在地から用務先までの往復交通費及び宿泊費。ただし、1つの展示会等の出展にあたり、往復交通費及び宿泊費はそれぞれ2名分までを補助対象経費とします。

※ グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金については補助対象外とします。

※ 交通費は、公共交通機関のみを補助対象とします。

※ 出張の支度に要する費用、往復路における補助対象事業と関係のない地域・国への立ち寄り、滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は補助対象から除きます。補助対象から除く経費を明確に区分できない場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分します。

- ※ 国外の場合、現地交通費（鉄道、地下鉄、バス、タクシー等）も補助対象としますが、現地でチケット等を購入した際の領収書（レシート）を提出していただきます。
- ※ 飛行機は、航空券の半券を提出していただきます。電子チケット等のチケットレスで搭乗（又は航空券の半券を紛失）した場合は e チケットお客様控えにより提出可能ですが、総額と併せて航空費内訳（チケット代金、燃油サーチャージ料金、空港使用料等）、渡航経路、便名、発着空港等のページを提出できる場合に限りです。
- ※ 宿泊費の 1 人あたりの補助対象経費の上限額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）第 13 条第 1 項に定める別表第二の宿泊費基準額（うち職務の級が十級以下の者に掲げる額）とします。なお、実際の宿泊費（領収書に記載されている宿泊費）が上限額未満であれば、実際の宿泊費が補助対象経費となります。ただし、宿泊費上限額の範囲内であっても、「最も経済的な通常の経路及び方法」とは認められない宿泊施設及び宿泊プラン（華美な宿泊施設や客室、プリペイドカード等の特典付の宿泊プランなど）の場合は、補助対象外となります。
- ※ 宿泊費に夕朝食費が含まれており、領収書により明確に区分できる場合、当該経費を補助対象経費から除いてください。

⑤ 輸送費

事業を実施するために必要となる輸送費。

- ※ 輸送品の内容が見積書や契約書などで確認できるものに限りです。
- ※ 国外の場合、輸送する際に発行されたインボイス（Invoice）又はパッキングリスト（Packing List）の写しを提出していただきます。

⑥ 通訳費

事業を実施するために必要な通訳を依頼する場合に必要な経費。

- ※ 通訳者の会場までの交通費が必要となる場合は、交通費も通訳費に含めて計上することが可能です。

【その他注意事項】

- ※ 対象経費の判断に迷う場合は、事前に県へ相談してください。
- ※ 以下の経費は、補助対象となりません。
 - ・ 交付申請時に補助対象経費として申請していない経費
 - ・ 補助対象事業者の人件費
 - ・ 補助対象事業の実施に要した経費であることを明確に証明できない経費（交付申請時の事業計画に記載していない事業活動に要した経費を含む。）

- ・ 電話料金、インターネット利用料金等の通信費(海外でのWi-Fi等の賃借料を含む。)
- ・ 製品・商品等の生産に係る経費
- ・ 財産の取得に要する経費(試飲・試食提供に必要な消耗品代、金券、コピー代、事務用品等の物品購入、設備(機械装置、器具備品、情報システム等)の購入、映像制作等の無形資産の取得を含む。)
- ・ 飲食、娯楽、接待の費用
- ・ 金融機関などへの振込手数料(海外送金手数料を含む。)
- ・ 各種保険料・手数料(旅費に係る航空保険料は除く。)
- ・ 公租公課(旅費における出入国税は除く。)
- ・ VAT(付加価値税)等の還付制度を利用し、実際に還付された金額(補助事業完了後に還付された金額を含む。)及び還付手続きに要する費用
- ・ 交付申請書等の書類作成に係る費用
- ・ 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

6 補助率・補助金額の算出について

| 区 分 | 補助率・補助金額 |
|------------------|---|
| 国内展示会等 出展支援事業 | 補助対象経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)の合計額の2分の1に相当する額(千円未満の端数は切り捨て)又は30万円のいずれか低い額 |
| 国外展示会等 出展支援事業 | 補助対象経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)の合計額の2分の1に相当する額(千円未満の端数は切り捨て)又は50万円のいずれか低い額 |

- ※ 補助金額が5万円未満の場合は対象となりません。
- ※ 国内及び国外それぞれの展示会等への出展も補助対象となります(補助上限:80万円)
- ※ 国内の複数の展示会等への出展も補助対象となります(補助上限:30万円)
- ※ ただし、複数回に分けての交付申請はできません。

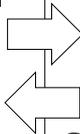
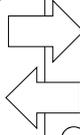
7 補助事業の期間について

| | |
|--------|-------------|
| 開始可能日 | 交付決定通知日以降 |
| 事業実施期間 | 令和9年2月14日まで |

原則として、この事業実施期間内に、計画している事業が終了し、支払まですべて完了していない場合は、補助金を交付できません。

旅費を展示会等の参加者が立替払いしている場合も、期間内に事業者が展示会等の参加者への支払いを完了している必要があります。

8 交付申請から事業完了までの事務手続きの流れ

| 時期 | 補助事業者 | 山形県 |
|---|--|---|
| 令和8年4月1日から予算上限に達するまで（遅くとも令和9年1月29日まで） | ○交付申請書の提出【交付要綱第5条】 |  ○交付申請書の審査 ○交付決定・通知 |
| 交付決定以降 令和9年2月14日まで | ○事業開始 ※事業内容に変更が生じる場合は、予め県へ相談 ○事業完了 ※令和9年2月15日以降に支出した経費はすべて補助対象外 | |
| 完了日から起算して30日を経過した日、または令和9年2月26日のいずれか早い日まで | ○実績報告書の提出【交付要綱第9条】 |  ○実績報告書の審査・確定検査 ○補助金の額の確定 ○補助金の支払い |
| 補助事業終了後 | ○帳簿・証拠書類の保存（令和14年3月末まで）【交付要綱第7条第5項】 | |

交付決定から随時

(1) 遂行状況の確認

補助事業期間中、県の担当者が事業の進み具合に遅れがないか、事業の完了見込み等について確認する場合がありますのでご協力ください。補助事業期間中は、事業の進捗や経費の支出状況を随時確認し適切な事業執行に努めてください。

(2) 計画の変更等

① 変更承認の申請（交付要綱第7条第2項）

事業実施の必要上、やむを得ず、補助事業の計画、経費配分等に変更が生じる場合は、予め「事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書」（別記様式第4号）を県に提出し、計画変更の承認を受けてください。事後承認はできませんので、計画変更を必要と

する際は、事前に県まで連絡してください。

② 中止（廃止）の承認申請（規則第7条第1項第1号）

やむを得ない事情等により、補助事業を中止せざるを得ない場合には、「事業中止（廃止）承認申請書」（別記様式第5号）を県に提出し、事業の中止（廃止）の承認を受けてください。事後承認はできませんので、中止（廃止）をしなければならなくなった場合は、事前に県まで連絡してください。

(3) 事業の完了

補助事業の完了とは、交付決定を受けた本事業計画に基づき、契約・出展・支払が全て完了していることを指します。

遅くとも令和9年2月14日までに補助事業を完了させる必要があります。

※ クレジット払いで、銀行口座からの引き落としが未了の場合は、補助対象と認められませんので特にご注意ください。

(4) 実績報告書の提出（交付要綱第9条）

事業完了から起算して30日以内、又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日まで、実績報告書を県に提出してください。期限までに実績報告書を提出いただけない場合は、補助金の支払ができませんのでご注意ください。事業完了から起算して30日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日まで提出可能とします。

1月27日（水）までに完了した場合 → 30日後までに提出

1月28日（木）から2月14日（日）までに完了の場合 → 2月26日（金）までに提出

(5) 事故等の報告（規則第7条第1項第2号）

大雨、台風などの異常気象による激甚災害地域の指定、火事、地震により補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その状況となった時点で速やかに「事業遂行状況報告書」（別記様式第6号）を県に提出し、指示を受けてください。ただし、天災や事故によらない事業の遅れや代金の支払遅延などは、この規定の対象外です。

実績報告書提出後

(6) 確定検査

実績報告書の内容に基づき書類審査を行い、必要に応じて、支払や補助事業の成果等を実際に確認する為に県担当者が現地確認を行います。

補助対象となる経費は、実績報告書提出までに支払までを完了している経費のうち、補助

事業にのみ使用するものが補助対象となります。「交付決定通知書」で認められた経費であっても補助事業以外に使用したものは補助対象となりません。

(7) 補助金の額の確定・支払い（交付要綱第10条）

実績報告書の内容及び確定検査の結果、問題がなければ補助金の額を確定し、「確定通知書」を県から送付します。補助金の額を確定した場合、補助対象者の指定口座に、補助金を支払います。

9 交付申請手続き

(1) 申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）まで

- ※ 先着順とし、予算上限に達した場合は、申請期間終了前に募集を終了します。
- ※ 申請書の受付は一日ごとに実施します。予算を超過する見込みがあった日で受付を終了し、その日に提出のあったすべての申請書の中から抽選等の方法で決定します。
- ※ 抽選等の方法については、対象者に別途お知らせします。

(2) 申請方法

郵送、持参又は電子メールでの受付となります。（令和9年1月29日（金）午後5時必着）

- ※ 午後5時以降に到着したものは、翌開庁日受付となります。
- ※ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とします。
- ※ 電子メールで提出する場合は、先頭を申請事業者名とする以下の件名としてください。

【事業者名】 中小企業まるっとサポート補助金（販路開拓）交付申請書

(3) 申請書類送付先

山形県 産業労働部 商業振興・経営支援課 経営支援係

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

メール：yshoshin@pref.yamagata.jp

(4) 提出書類

書類の提出部数は、各1部です（郵送又は持参の場合）。すべての書類が揃った日が受付日となります。申請様式については、山形県のホームページよりダウンロードの上、ご利用ください。（<https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/marusapo.html>）

| 提出書類 | |
|------|---------------------|
| 1 | 補助金交付申請書（規則別記様式第1号） |

| | |
|----|---|
| 2 | 事業計画書（別記様式第1号） |
| 3 | 事業者概要書（別記様式第2号） |
| 4 | 補助金所要額計算書（別記様式第3号） |
| 5 | 申請書類確認書（様式1） |
| 6 | 暴力団排除に関する誓約書（様式2） |
| 7 | 補助金振込口座登録依頼書（様式3） ※ 振込先口座の通帳の表紙及び1，2ページ目の写しを添付してください。 ※ 登録口座は補助金の入金を確認されるまで解約しないでください。 |
| 8 | 会社案内等の会社の概要が分かるもの又は定款の写し |
| 9 | 商業登記簿謄本（全部事項証明書） ※ 提出日において発行日から3箇月以内のもの ※ 写しでの提出も可能とします。 ※ 個人事業主の場合は、開業届（税務署受付印のあるもの）を提出してください。 |
| 10 | 決算書の写し ※ 法人は直近2年間の貸借対照表、損益計算書 ※ 個人事業主は直近2年間の所得税青色申告決算書の写し（白色申告の場合は収支内訳書の写し） ※ 直近1年間しかない場合は1年分を提出、決算期を1度も迎えていない場合は提出不要です。 |

（5）書類提出の方法（郵送又は持参の場合）

| | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 用紙サイズはA4判の片面印刷とします。 |
| 2 | 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。 |

10 実績報告書の提出

（1）提出期限

事業完了日から起算して30日を経過した日、または令和9年2月26日のいずれか早い日までに提出してください。

（2）提出方法

郵送、持参又は電子メールでの受付となります。

※ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日とします。

※ 電子メールで提出する場合は、先頭を報告事業者名とする以下の件名としてください。

| |
|-----------------------------------|
| 【事業者名】 中小企業まるっとサポート補助金（販路開拓）実績報告書 |
|-----------------------------------|

(3) 報告書類送付先

山形県 産業労働部 商業振興・経営支援課 経営支援係

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

メール：yshoshin@pref.yamagata.jp

(4) 提出書類

書類の提出部数は、各1部です（郵送又は持参の場合）。

補助金は、実績報告の提出後に検査を行い、補助金の額を確定した後に支払います。

事業完了後は速やかに実績報告書を提出してください。

※ 報告様式については、山形県のホームページよりダウンロードの上、ご利用ください。

(<https://www.pref.yamagata.jp/110013/sangyo/shokogyo/shinko/marusapo.html>)

| | 提出書類 |
|---|--|
| 1 | 実績報告書（規則別記様式第2号） |
| 2 | 事業実績書（別記様式第8号） |
| 3 | 補助金精算額計算書（別記様式第9号） |
| 4 | 実績書類確認書（様式4） |
| 5 | 申込書、発注書、契約書などの写し ※ 事業に関する申込みや契約（発注）したことが確認できる書類 ※ 申込日等の日付が確認できるものであること |
| 6 | 請求書の写し ※ 補助対象経費を請求されたことが確認できる書類 ※ 請求日（請求書の発行日）の日付が確認できるものであること ※ 新幹線代や宿泊費等で請求書がない場合は領収書の写しで代替可 ※ 日本国内の移動で交通系 IC カードを利用した場合は、利用履歴を印刷したのもも代替可 |
| 7 | 銀行振込依頼書、引き落とし通帳、領収書などの写し ※ 実績報告書の提出までに支払いをすべて完了していることが確認できる書類 ① 窓口・ATM での振込の場合 ・ 銀行振込依頼書（利用明細書）で金融機関の日付があるもの ・ 振込手数料は補助事業者負担(受取人負担としない) ② ネットバンキングの場合 ・ 振込手続・振込完了(取引履歴等)が確認できる画面をプリントアウトなど ・ 振込手数料は補助事業者負担（受取人負担としない） ③ クレジットカードの場合(口座引き落とし日が令和9年2月14日以前であること) |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用明細書及び引き落とし口座の通帳の写し ※ 通帳の写しは、表紙+表紙の裏+引落された部分のページ ※ 本事業に関連しない箇所は黒く塗りつぶして構いません <p>④ 外貨で現金払いを行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 領収書で日付の記載および受取人の押印又は署名があるもののみ有効 ※ 支払い日のレートがわかる書類を併せて提出 |
| 8 | <p>航空券の半券（航空券代がある場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 補助対象経費に航空券代を計上している場合は提出が必要です ※ 電子チケット等のチケットレスで搭乗（又は航空券の半券を紛失）した場合は e チケットお客様控え（航空費内訳（チケット代金、燃油サーチャージ料金、空港使用料等）、渡航経路、便名、発着空港等のページを提出） |

(5) 書類提出の方法（郵送又は持参の場合）

| | |
|---|---|
| 1 | 用紙サイズは A4 判の片面印刷とします。 |
| 2 | 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。補助対象経費の根拠書類はすべて令和 14 年 3 月末まで保管する必要があります。 |

11 必要に応じて提出していただく書類

| | 事由 | 提出書類 |
|---|-------------|---|
| 1 | 事業計画の変更 | <p>事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書（別記様式第 4 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 補助対象経費について総額の 20 パーセントを超える増減（増減額が 10 万円以内のものを除く。）をしようとするとき ※ 事業内容を変更する必要があるとき |
| 2 | 事業の中止・廃止 | 事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 5 号） |
| 3 | 事業遂行時の事故等報告 | 事業遂行状況報告書（別記様式第 6 号） |
| 4 | 社名等の変更 | 社名（所在地）等変更届出書（様式 5） |

◎ 提出する書類等の控えは必ず保管・管理してください。

12 会計等に関する注意点

(1) 補助金額について

交付決定額＝支払額を保証するものではありません。事業完了後に提出いただく実績報告書に基づく確定検査において、添付帳票等によって金額・内容等を確認することができない

場合や、補助対象経費として適当ではないと判断された場合は、補助金の額の確定の段階で、補助金額が減額となる場合がありますので十分ご注意ください。

(2) 支払について

- ・ クレジットカードによる支払は、支払時の利用明細及びクレジット決済時の支払明細等を添付してください。請求書に対応する支払内容が確認できない場合は、証拠書類としては認められません。また、クレジット払いの銀行口座引き落とし日が補助事業完了日を過ぎている場合は補助対象とすることができません。
- ・ 振込に伴う「振込手数料」は補助対象となりません。手数料を支払代金の中から差引いた場合（受取人負担）は補償対象経費から手数料の額を減額することとなりますのでご注意ください。
- ・ 他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払は行わないでください。
- ・ 補助事業に係る経費とそれ以外の経費のいわゆる混合払は行わないでください。やむを得ず混合払を行う場合には、補助事業に係る経費とそれ以外の経費の明細を書面に明示し保管してください。
- ・ 金融機関での振込の際は、振込を行ったことが確認できる書類（銀行振込受取証）を保管してください。ATM を利用した場合は利用明細、ネットバンキング等を利用した場合は、振込手続を行ったことが分かる画面等をプリントアウトし、保管してください。（支払者、支払先、金額が請求書と一致しているか、支払日が事業期間内か確認できる書類）

13 補助事業実施後の留意事項

(1) 伝票類等の整理・保管について

① 補助金手続き関係書類の整理・保管について

補助事業に係る書類は、わかりやすいよう下記の順で整理・保管してください。

ア.交付申請書（控）及び添付書類

イ.交付決定通知書

ウ.事業計画変更承認申請書（該当の場合）

エ.事業計画変更承認通知書（該当の場合）

オ.実績報告書（控）及び添付書類

カ.確定通知書

② 経理証拠書類の整理・保管について

伝票類は、補助事業に関わったものだけを抽出して保管してください。実績報告書提

出後の確定検査の際、経理証拠書類が確認できない場合は補助対象とならない場合があります。検査の際に確認しやすいように、また、不備・滞りのないよう証拠書類を整理してください。また、経理証拠書類は令和14年3月末まで、適切に保管してください。

(2) 補助事業者の社名等や所在地の変更等

補助事業者の社名、所在地を変更した場合は、「社名（所在地）等変更届出書」（様式5）を速やかに県に提出してください。

(3) 成果の発表

補助事業が完了した後、事業の成果について、県において会議等での発表や外部への公表を行う場合があります。県から本補助事業の普及を図るための依頼を行った場合は、ご協力をお願いします。

14 監査委員監査、会計検査院検査について

補助事業終了後、確定検査のほか、山形県監査委員による監査、会計検査院による会計実地検査が実施されます。これらの監査や検査の対象となり、その結果、補助金の他の用途への流用など、不正・不当な行為が確認された補助事業者は、補助金交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。なお、不正があった場合は、当該事業者を公表することがありますので、補助事業の目的・計画に沿って適切に執行してください。

山形県補助金等の適正化に関する規則

改正

昭和38年4月19日規則第41号
昭和46年10月11日規則第59号
昭和60年3月22日規則第10号
平成22年3月30日規則第22号
平成23年8月5日規則第38号
令和3年9月24日規則第72号

山形県補助金等の適正化に関する規則をここに公布する。

山形県補助金等の適正化に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が国及び都道府県以外の者に対して交付する補助金、負担金、利子補給金、その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいい、「補助事業者等」とは、補助事業等を行なう者をいう。

(補助事業者等の責務)

第3条 補助事業者等は、補助金等を公正かつ効率的に使用し、交付の目的に従って誠実に補助事業等を行わなければならない。

(この規則の適用)

第4条 補助金等に関してこの規則を適用する場合には、別に定める。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に別に定める書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請に係る補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することがある。

(補助金等の交付の除外要件)

第6条の2 知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの

(3) 法人でその役員のうち前2号のいずれかに該当する者のあるもの

(補助金等の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金等の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

(1) 補助事業者等は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

イ 補助事業等に要する経費の配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ロ 補助事業等の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ハ 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該受領の日から10日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第10条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部若しくは一部を継続する必要がなくなつた場合又は補助事業者等が、補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと若しくは補助事業等に要する経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の事由により補助事業等を遂行することができない場合とする。

3 第8条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行等)

第11条 補助事業者等は、この規則、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に基

づく知事の処分に従い善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行なわなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつてはいる融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けることになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第12条 知事が必要があると認めて補助事業等の遂行の状況の報告を求めた場合は、補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等状況報告書（別記様式第2号）に必要な書類を添えて報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第13条 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

（実績報告）

第14条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（別記様式第2号）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

（補助金等の額の確定等）

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることがある。

2 第14条の規定は、前項による命令に従つて行なう補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の返還等

（決定の取消）

第17条 知事は、補助事業者等が、第6条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき又は補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この規則に基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約金)

第19条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、その未納額(その一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間については、納付金額を控除した額)につき山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第178条の3に規定する額の違約金を県に納付しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により違約金の全部又は一部を免除することがある。

(他の補助金等の一時停止等)

第20条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することがある。

第5章 雑則

(帳簿の備付等)

第21条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

(財産処分制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で知事が指定するもの

(3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年4月19日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年10月11日規則第59号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月22日規則第10号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年8月5日規則第38号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2及び第17条第1項の規定は、この規則の施行の日の翌日以後にされた交付の申請に係る補助金等について適用し、同日前にされた交付の申請に係る補助金等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月24日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート
事業費補助金（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）交付申請書

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート事業費補助金（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）について、
円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化
に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請する。

山形県知事 氏 名 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート
事業（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）状況（又は実績）報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、
山形県補助金等の適正化に関する規則第12条（又は第14条）の規定により、その状況（又は実績）を関係書
類を添付して報告する。

**令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）
山形県中小企業まるっとサポート事業費補助金
（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）
交付要綱**

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート
事業費補助金（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、物価高騰や人手不足等の諸課題に直面する県内の中小企業・小規模事業者等（以下「事業者」という。）が行う収益力の向上や賃上げ環境の整備等に向けた取組みを支援するため、事業者が国内外の展示会・商談会への出展を通じた販路開拓の取組みを行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

（対象事業者）

第2条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「対象事業者」という。）は、県内に事業所を有する中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者又は労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に基づく労働者協同組合とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分は、次のとおりとし、その内容は、別表第1のとおりとする。

- (1) 国内展示会等出展支援事業
- (2) 国外展示会等出展支援事業

2 国、県及び市町村が実施する補助事業に採択されている事業は補助対象外とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助金の交付の決定の日から令和9年2月14日までの間に実施した補助事業における別表第2の中欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）につき、同表の右欄に掲げるところにより算出した額とする。ただし、同表の左欄に掲げる事業区分ごとの補助金の下限額を50千円とし、下限額を下回る補助は行わない。

2 国、県及び市町村が主催又は共催する事業（負担金等で支援している事業を含む。）に参加する場合も補助対象事業とするが、主催者及び共催者に支払う経費は補助対象外とする。

（交付の申請）

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 事業者概要書（別記様式第2号）
- (3) 補助金所要額計算書（別記様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該対象事業者に通知するものとする。

2 対象事業者が補助金の交付を受けることができる回数は、1回限りとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金の額の増を伴う変更

(2) 補助対象経費の合計額の20%を超える増減（増減額が100,000円以内の場合を除く。）

(3) 事業計画書（別記様式第1号）の1及び事業者概要書（別記様式第2号）の内容の変更をしようとする場合

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）に第5条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第6号）を提出しなければならない。

5 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類については、補助事業完了の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）は、知事が必要があると認めて求めた場合において、事業実施状況調書（別記様式第7号）を添付して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（別記様式第8号）

(2) 補助金精算額計算書（別記様式第9号）

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月6日から施行する。

(別表第1)

| 区分 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| 国内展示会等出展支援事業 (国内で開催される展示会等) | 対象事業者が国内で開催される展示会・商談会に出展し、自社の製品やサービス等に係る販路開拓・拡大に取り組む事業 |
| 国外展示会等出展支援事業 (国外で開催される展示会等) | 対象事業者が国外で開催される展示会・商談会に出展し、自社の製品やサービス等に係る販路開拓・拡大に取り組む事業 |

(別表第2)

| 区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|--------------------------------|-------------------------------|---|
| 国内展示会等出展支援事業 (国内で開催される展示会等) | 出展料、ブース装飾費、備品レンタル費、旅費、輸送費 | 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は300,000円のいずれか低い額 |
| 国外展示会等出展支援事業 (国外で開催される展示会等) | 出展料、ブース装飾費、備品レンタル費、旅費、輸送費、通訳費 | 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は500,000円のいずれか低い額 |

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者氏名

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート
事業費補助金（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）交付申請書

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート事業費
補助金（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）について、 円を交付されるよ
う、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により関係書類を添付して申請する。

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者氏名

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート
事業（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）状況（又は実績）報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助
事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第12条（又は第14条）の規定により、
その状況（又は実績）を関係書類を添付して報告する。

1 補助事業の内容

| |
|-----------------------------|
| (1) 事業実施期間 |
| (2) 事業の目的 |
| (3) 事業の実施内容 |
| (4) 参加予定者及びそれぞれの業務内容 |
| (5) 事業の目標及び事業の実施により見込まれる効果等 |
| (6) ターゲットとする国・地域 |
| (7) ターゲットとする国・地域の選定理由 |

※(6)及び(7)欄は、国外展示会等出展支援事業の場合のみ記載すること。

※用紙が足りない場合は適宜追加すること。

事業者概要書

| | | | | |
|------------|-------|--|--------|--|
| 名称 | | | | |
| 代表者役職・氏名 | | | | |
| 本社所在地 | | | | |
| 県内事業所所在地 | | | | |
| 資本金・出資金 | 円 | | | |
| 従業員数 | 人 | | | |
| 創業・創立日（西暦） | 年 月 日 | | | |
| 業種 | | | | |
| 担当者の役職及び氏名 | 役職 | | 氏名 | |
| 連絡先 | 電話 | | E-mail | |

※業種欄は、日本標準産業分類に掲げる中分類（2桁）を記載すること。

※参考となる資料がある場合は別に追加すること。

別記様式第3号

補助金所要額計算書

| 事業区分 | 経費区分 | (A) 補助対象経費 支出予定額(税抜) | (B) (A) × 1/2 (千円未満切捨) | (C) 補助基準額 | (D) 補助金所要額 (B) 又は (C) のいずれか低い額 | (E) 自己資金 (A) - (D) | 経費内訳 |
|----------------------|---------|----------------------------|------------------------------|--------------|--------------------------------------|--------------------------|------|
| 国内展示 会等出展 支援事業 | 出展料 | 円 | / | / | / | / | / |
| | ブース装飾費 | 円 | | | | | |
| | 備品レンタル費 | 円 | | | | | |
| | 旅費 | 円 | | | | | |
| | 輸送費 | 円 | | | | | |
| | 計 | 円 | | | | | |
| 国外展示 会等出展 支援事業 | 出展料 | 円 | / | / | / | / | / |
| | ブース装飾費 | 円 | | | | | |
| | 備品レンタル費 | 円 | | | | | |
| | 旅費 | 円 | | | | | |
| | 輸送費 | 円 | | | | | |
| | 通訳費 | 円 | | | | | |
| | 計 | 円 | | | | | |
| 合計 | | | | | 円 | 円 | |

※補助対象経費の積算根拠を経費内訳欄に記載するか、別紙として添付すること。

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者氏名

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート事業費補助金（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業計画を変更し（、補助金 円の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう、関係書類を添付して申請する。

記

- 1 変更の理由

- 2 変更の内容

- 3 補助金変更交付申請額（補助金の額に変更がある場合）

| | | |
|---------------|---|----------|
| 既 交 付 決 定 額 | 金 | 円(A) |
| 今回変更増△減額 | 金 | 円(B) |
| 変 更 交 付 申 請 額 | 金 | 円(A)+(B) |

(注) 添付書類のうち、様式第1号については、変更前と変更後とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。また、その他の添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者氏名

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート
事業費補助金（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業につ
いて、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条
第1項第1号の規定により承認されるよう申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由

- 2 中止（廃止）の時期

山形県知事 氏 名 殿

事業者 所在地
名 称
代表者氏名

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート
事業費補助金（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）遂行状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業につ
いて、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により指示を受けた
いので、下記のとおり報告する。

記

- 1 予定の期間内に完了しない（遂行が困難となった）理由
- 2 遂行状況と今後の見通し

事業実施状況調書

1 事業者名

2 補助事業の実施状況

3 事業の遂行状況

| 経費区分 | 総事業費 (補助対象 経費) | 令和 年 月 日 までに完了したもの | | 令和 年 月 日 以降に実施するもの | | 備考 |
|------|----------------------|-----------------------|-------|-----------------------|---------------|----|
| | | 事業費 (注) | 出来高比率 | 事業費 (注) | 事業完了 予定年月日 | |
| | 円 | 円 | % | 円 | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

(注)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

1 補助事業の実績

| |
|--------------------|
| (1) 事業実施期間 |
| (2) 事業実施内容 |
| (3) 参加者及びそれぞれの業務内容 |
| (4) 事業の成果 |
| (5) 評価及び要因分析 |
| (6) 事業終了後の活動方針 |

別記様式第9号

補助金精算額計算書

| 事業区分 | 経費区分 | (A) 補助対象経費 支出額(税抜) | (B) (A) × 1/2 (千円未満切捨) | (C) 補助基準額 | (D) 補助基本額 (B) 又は (C) のい ずれか低い額 | (E) 補助金既交付 決定額 | (F) 補助金所要額 (D) 又は (E) のい ずれか低い額 | 経費内訳 |
|----------------------|---------|--------------------------|------------------------------|--------------|---|----------------------|--|------|
| 国内展示 会等出展 支援事業 | 出展料 | 円 | / | / | / | / | / | |
| | ブース装飾費 | 円 | | | | | | |
| | 備品レンタル費 | 円 | | | | | | |
| | 旅費 | 円 | | | | | | |
| | 輸送費 | 円 | | | | | | |
| | 計 | 円 | | | | | | 円 |
| 国外展示 会等出展 支援事業 | 出展料 | 円 | / | / | / | / | / | |
| | ブース装飾費 | 円 | | | | | | |
| | 備品レンタル費 | 円 | | | | | | |
| | 旅費 | 円 | | | | | | |
| | 輸送費 | 円 | | | | | | |
| | 通訳費 | 円 | | | | | | |
| 計 | 円 | 円 | 500,000 円 | 円 | 円 | 円 | | |
| 合計 | | | | | 円 | 円 | 円 | |

※補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものの写しを添付すること。

国家公務員等の旅費支給規程（別表第二）

別表第二 宿泊費基準額（第十三条関係）

一 本邦

| 区分 | 宿泊費基準額（一夜につき） | | |
|------|---------------|---------|-------------|
| | 内閣総理大臣等 | 指定職職員等 | 職務の級が十級以下の者 |
| 北海道 | 二七、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| 青森県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 岩手県 | 一九、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| 宮城県 | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| 秋田県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 山形県 | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| 福島県 | 一七、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 | 八、〇〇〇円 |
| 茨城県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 栃木県 | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| 群馬県 | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| 埼玉県 | 四〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| 千葉県 | 三六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| 東京都 | 四〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| 神奈川県 | 三四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| 新潟県 | 三四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| 富山県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 石川県 | 一九、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| 福井県 | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| 山梨県 | 二五、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| 長野県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 岐阜県 | 二七、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| 静岡県 | 一九、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| 愛知県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 三重県 | 一九、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| 滋賀県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 京都府 | 四〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| 大阪府 | 二七、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| 兵庫県 | 二五、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| 奈良県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 和歌山県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 鳥取県 | 一七、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 | 八、〇〇〇円 |
| 島根県 | 一九、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| 岡山県 | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| 広島県 | 二七、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |

| | | | |
|------|---------|---------|---------|
| 山口県 | 一七、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 | 八、〇〇〇円 |
| 徳島県 | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| 香川県 | 三二、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| 愛媛県 | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| 高知県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 福岡県 | 三八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| 佐賀県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 長崎県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 熊本県 | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| 大分県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 宮崎県 | 二五、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| 鹿児島県 | 二五、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| 沖縄県 | 二三、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |

二 外国

| 区分 | | | 宿泊費基準額（一夜につき） | | |
|-----|--------|--------|---------------|---------|-------------|
| 地域 | 国名 | 地名 | 内閣総理大臣等 | 指定職職員等 | 職務の級が十級以下の者 |
| アジア | インド | ニューデリー | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | | コルカタ | 一六、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| | | チェンナイ | 一九、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| | | ベンガルール | 二六、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| | | ムンバイ | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | インドネシア | ジャカルタ | 二六、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| | | スラバヤ | 一九、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| | | デンパサール | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | | メダン | 一三、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 | 八、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| | カンボジア | プノンペン | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | シンガポール | シンガポール | 五四、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五四、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 |
| | スリランカ | コロンボ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | タイ | バンコク | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | | チェンマイ | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| | 大韓民国 | ソウル | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |

| | | | | | |
|--|---------|------------|---------|---------|---------|
| | | 済州 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | | 釜山 | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | 中華人民共和国 | 北京 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | | 広州 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | | 上海 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | | 重慶 | 一八、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| | | 瀋陽 | 一四、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| | | 青島 | 一九、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| | | 香港 | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | ネパール | カトマンズ | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | パキスタン | イスラマバード | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| | | カラチ | 五〇、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五〇、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| | バングラデシュ | ダッカ | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | 東ティモール | ディリ | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | フィリピン | マニラ | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | | セブ | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| | | ダバオ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | ブルネイ | バンダルスリブガワン | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | ベトナム | ハノイ | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | | ダナン | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | | ホーチミン | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | マレーシア | クアラルンプール | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | | ペナン | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | ミャンマー | ヤンゴン | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | モルディブ | マレ | 七五、〇〇〇円 | 五二、〇〇〇円 | 四七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 七二、〇〇〇円 | 五〇、〇〇〇円 | 四五、〇〇〇円 |
| | モンゴル | ウランバートル | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |

| | | | | | | |
|------|-----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| | | その他の地 | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | |
| | ラオス | ビエンチャン | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | |
| | その他の国 | | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | |
| 大洋州 | オーストラリア | キャンベラ | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | |
| | | シドニー | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | |
| | | パース | 四三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 | |
| | | ブリスベン | 四五、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | |
| | | メルボルン | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | |
| | キリバス | タラワ | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | サモア | アピア | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | ソロモン | ホニアラ | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | トンガ | ヌクアロファ | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | ニュージーランド | ウェリントン | 四三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 | |
| | | オークランド | 四三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | |
| | バヌアツ | ポートビラ | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | パプアニューギニア | ポートモレスビー | 六一、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | 三八、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 六一、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | 三八、〇〇〇円 | |
| | パラオ | コロール | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | フィジー | スバ | 五三、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 六四、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇円 | 四〇、〇〇〇円 | |
| | マーシャル | マジュロ | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | ミクロネシア | コロニア | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | |
| | | その他の国 | | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| | 北米 | アメリカ合衆国 | ワシントン | 八六、〇〇〇円 | 五九、〇〇〇円 | 五四、〇〇〇円 |
| | | | アトランタ | 六一、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | 三八、〇〇〇円 |
| | | | サンフランシスコ | 七八、〇〇〇円 | 五四、〇〇〇円 | 四九、〇〇〇円 |
| シアトル | | | 六七、〇〇〇円 | 四六、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | |

| | | | | | |
|-----|---------|----------|---------|---------|---------|
| | | シカゴ | 七〇、〇〇〇円 | 四八、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇円 |
| | | デトロイト | 六九、〇〇〇円 | 四七、〇〇〇円 | 四三、〇〇〇円 |
| | | デンバー | 六四、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇円 | 四〇、〇〇〇円 |
| | | ナッシュビル | 五九、〇〇〇円 | 四一、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 |
| | | ニューヨーク | 九一、〇〇〇円 | 六三、〇〇〇円 | 五七、〇〇〇円 |
| | | ハガツニヤ | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | | ヒューストン | 四五、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 |
| | | ボストン | 九四、〇〇〇円 | 六五、〇〇〇円 | 五九、〇〇〇円 |
| | | ホノルル | 七八、〇〇〇円 | 五四、〇〇〇円 | 四九、〇〇〇円 |
| | | マイアミ | 六二、〇〇〇円 | 四三、〇〇〇円 | 三九、〇〇〇円 |
| | | ロサンゼルス | 六七、〇〇〇円 | 四六、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五八、〇〇〇円 | 四〇、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 |
| | | カナダ | オタワ | 五四、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 |
| | カルガリー | | 五四、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 |
| | トロント | | 七八、〇〇〇円 | 五四、〇〇〇円 | 四九、〇〇〇円 |
| | バンクーバー | | 七〇、〇〇〇円 | 四八、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇円 |
| | モントリオール | | 五八、〇〇〇円 | 四〇、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 |
| | その他の地 | | 五六、〇〇〇円 | 三九、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 |
| | その他の国 | | 五八、〇〇〇円 | 四〇、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 |
| 中南米 | アルゼンチン | ブエノスアイレス | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| | ウルグアイ | モンテビデオ | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | エクアドル | キト | 四三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| | エルサルバドル | サンサルバドル | 四三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 |
| | キューバ | ハバナ | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | グアテマラ | グアテマラ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | コスタリカ | サンホセ | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| | コロンビア | ボゴタ | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | ジャマイカ | キングストン | 七〇、〇〇〇円 | 四八、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 七〇、〇〇〇円 | 四八、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇円 |
| | チリ | サンティアゴ | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |

| | | | | | |
|------------|--------|-----------|---------|---------|---------|
| | | その他の地 | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| ドミニカ共和国 | | サントドミンゴ | 五四、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五三、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 |
| トリニダード・トバゴ | | ポートオブスペイン | 六四、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇円 | 四〇、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五八、〇〇〇円 | 四〇、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 |
| ニカラグア | | マナグア | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| ハイチ | | ポルトープランス | 五三、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五三、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 |
| パナマ | | パナマ | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| パラグアイ | | アスンシオン | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| バルバドス | | ブリッジタウン | 七五、〇〇〇円 | 五二、〇〇〇円 | 四七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 七五、〇〇〇円 | 五二、〇〇〇円 | 四七、〇〇〇円 |
| ブラジル | | ブラジリア | 二六、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| | | クリチバ | 一九、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| | | サンパウロ | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | | マナウス | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | | リオデジャネイロ | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| | | レシフェ | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 一八、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| ベネズエラ | | カラカス | 五〇、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五〇、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| ペルー | | リマ | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| ボリビア | | ラパス | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| ホンジュラス | | テグシガルバ | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| メキシコ | | メキシコ | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| | | レオン | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| その他の国 | | | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| 欧州 | アイスランド | レイキャビク | 七八、〇〇〇円 | 五四、〇〇〇円 | 四九、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 七五、〇〇〇円 | 五二、〇〇〇円 | 四七、〇〇〇円 |
| | アイルランド | ダブリン | 五八、〇〇〇円 | 四〇、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五三、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 |

| | | | | |
|----------|--------|---------|---------|---------|
| アゼルバイジャン | バクー | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| アルバニア | ティラナ | 二六、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 二六、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| アルメニア | エレバン | 四三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| イタリア | ローマ | 四八、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 |
| | ミラノ | 五〇、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| ウクライナ | キーウ | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| ウズベキスタン | タシケント | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| 英国 | ロンドン | 七〇、〇〇〇円 | 四八、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇円 |
| | エディンバラ | 六一、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | 三八、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| エストニア | タリン | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| オーストリア | ウィーン | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| オランダ | ハーグ | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| カザフスタン | アスタナ | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| 北マケドニア | スコピエ | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| キプロス | ニコシア | 五三、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| ギリシャ | アテネ | 四五、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| キルギス | ビシュケク | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| クロアチア | ザグレブ | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| ジョージア | トビリシ | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| スイス | ベルン | 五三、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 |
| | ジュネーブ | 六一、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | 三八、〇〇〇円 |

| | | | | |
|----------|----------|---------|---------|---------|
| | その他の地 | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| スウェーデン | ストックホルム | 四八、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| スペイン | マドリード | 五〇、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| | バルセロナ | 五四、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| スロバキア | ブラチスラバ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| スロベニア | リュブリャナ | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| セルビア | ベオグラード | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| タジキスタン | ドゥシャンベ | 四五、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四五、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 |
| チェコ | ブラハ | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| デンマーク | コペンハーゲン | 五四、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四八、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 |
| ドイツ | ベルリン | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| | デュッセルドルフ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | ハンブルク | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| | フランクフルト | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | ミュンヘン | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| トルクメニスタン | アシガバット | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| ノルウェー | オスロ | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| バチカン | バチカン | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| ハンガリー | ブダペスト | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| フィンランド | ヘルシンキ | 四三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| フランス | パリ | 六一、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | 三八、〇〇〇円 |
| | ストラスブール | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| | マルセイユ | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |

| | | | | | |
|-------|------------|------------|---------|---------|---------|
| | ブルガリア | ソフィア | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | ベラルーシ | ミンスク | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| | ベルギー | ブリュッセル | 五四、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| | ポーランド | ワルシャワ | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | ボスニア・ヘルツェゴ | サラエボ | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | ビナ | その他の地 | 二六、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| | ポルトガル | リスボン | 四五、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | モルドバ | キシナウ | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | ラトビア | リガ | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | リトアニア | ビリニュス | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | ルーマニア | ブカレスト | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | ルクセンブルク | ルクセンブルク | 五六、〇〇〇円 | 三九、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| | ロシア | モスクワ | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | | ウラジオストク | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | | サンクトペテルブルク | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | | ハバロフスク | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | | ユジノサハリンスク | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| その他の地 | | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | |
| その他の国 | | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | |
| 中東 | アフガニスタン | カブール | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | アラブ首長国連邦 | アブダビ | 四八、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 |
| | | ドバイ | 四〇、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| | イエメン | サヌア | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | イスラエル | テルアビブ | 五九、〇〇〇円 | 四一、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五三、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 |

| | | | | | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | イラク | バグダッド | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | イラン | テヘラン | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | オマーン | マスカット | 二二、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | カタール | ドーハ | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | クウェート | クウェート | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| | サウジアラビア | リヤド | 六九、〇〇〇円 | 四七、〇〇〇円 | 四三、〇〇〇円 |
| | | ジッダ | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五九、〇〇〇円 | 四一、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 |
| | シリア | ダマスカス | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | トルコ | アンカラ | 二四、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | | イスタンブール | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| | バーレーン | マナーマ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| ヨルダン | アンマン | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | |
| | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | |
| レバノン | ベイルート | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | |
| | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | |
| | その他の国 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | |
| アフリカ | アルジェリア | アルジェ | 四八、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| | アンゴラ | ルアンダ | 七五、〇〇〇円 | 五二、〇〇〇円 | 四七、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 七五、〇〇〇円 | 五二、〇〇〇円 | 四七、〇〇〇円 |
| | ウガンダ | カンバラ | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五〇、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| | エジプト | カイロ | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 五〇、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| | エチオピア | アディスアベバ | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| | ガーナ | アクラ | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| | ガボン | リーブルビル | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |

| | | | | |
|----------|----------|---------|---------|---------|
| | その他の地 | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| カメルーン | ヤウンデ | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| ギニア | コナクリ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| ケニア | ナイロビ | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| コートジボワール | アビジャン | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 五一、〇〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| コンゴ民主共和国 | キンシャサ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| ザンビア | ルサカ | 五三、〇〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 五九、〇〇〇円 | 四一、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 |
| ジブチ | ジブチ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| ジンバブエ | ハラレ | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| スーダン | ハルツーム | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| セーシェル | ビクトリア | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| セネガル | ダカール | 六四、〇〇〇円 | 四四、〇〇〇円 | 四〇、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 六二、〇〇〇円 | 四三、〇〇〇円 | 三九、〇〇〇円 |
| タンザニア | ダルエスサラーム | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| チュニジア | チュニス | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| ナイジェリア | アブジャ | 五〇、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 五〇、〇〇〇円 | 三四、〇〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| ナミビア | ウィントフック | 二一、〇〇〇円 | 一四、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 二七、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| ブルキナファソ | ワガドゥグー | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| ベナン | コトヌ | 四三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 四三、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二七、〇〇〇円 |
| ボツワナ | ハボローネ | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| | その他の地 | 三七、〇〇〇円 | 二五、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 |
| マダガスカル | アンタナナリボ | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |

| | | | | | |
|----------|--|---------|---------|---------|---------|
| | | その他の地 | 三八、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 |
| マラウイ | | リロングウェ | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| マリ | | バマコ | 六六、〇〇〇円 | 四五、〇〇〇円 | 四一、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 六六、〇〇〇円 | 四五、〇〇〇円 | 四一、〇〇〇円 |
| 南アフリカ共和国 | | プレトリア | 二六、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| 南スーダン | | ジュバ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| モーリシャス | | ポートルイス | 六一、〇〇〇円 | 四二、〇〇〇円 | 三八、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二六、〇〇〇円 |
| モーリタニア | | ヌアクショット | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |
| モザンビーク | | マプト | 二九、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| モロッコ | | ラバト | 三二、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三〇、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| リビア | | トリポリ | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| ルワンダ | | キガリ | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| | | その他の地 | 四六、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 |
| その他の国 | | | 三五、〇〇〇円 | 二四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| その他の地域 | | | 三四、〇〇〇円 | 二三、〇〇〇円 | 二一、〇〇〇円 |

様式集

| | |
|-----|---------------|
| 様式1 | 申請書類確認書 |
| 様式2 | 暴力団排除に関する誓約書 |
| 様式3 | 補助金振込口座登録依頼書 |
| 様式4 | 実績書類確認書 |
| 様式5 | 社名(所在地)等変更届出書 |

(様式1)

申請書類確認書

商号又は名称 : _____

代表者役職・氏名 : _____

令和7年度(令和8年度への繰越明許費設定分)山形県中小企業まるっとサポート事業費補助金(販路開拓支援事業・展示会等出展支援型)の申請にあたり、補助要件を満たしていること、申請書類が揃っていることを確認しました。

※以下の補助要件を満たしている場合は、「要件チェック」欄に☑してください。すべての要件を満たしていない場合は、補助金を申請することはできません。

| 要件を満たしている場合は☑してください。 | 要件チェック |
|---|--------------------------|
| ①県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者です。(組合関係は中小企業) | <input type="checkbox"/> |
| ②国、県及び市町村が実施する補助事業に採択されている事業ではありません。 | <input type="checkbox"/> |
| ③国、県及び市町村が主催又は共催する事業(負担金等で支援している事業など)ではありません(または、国、県及び市町村が主催又は共催する事業であっても、主催者及び共催者に支払う経費は含まれていません。) | <input type="checkbox"/> |
| ④補助金の額は5万円以上です。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤消費者を対象とする商品等の販売が主たる目的の展示会、商談会等ではありません。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥令和8年3月6日より前に申込等するなど事前着手した経費はありません。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑦往復交通費及び宿泊費はそれぞれ2名分までを補助対象経費として記載しています。(旅費を補助対象経費として記載している場合のみ) | <input type="checkbox"/> |

※確認した書類については、「書類チェック」欄に☑してください。書類に不足がある場合は、補助金を申請することはできません。

| 書類が揃っている場合は☑してください。 | 要件チェック |
|---------------------------------|--------------------------|
| ①補助金交付申請書(規則別記様式第1号) | <input type="checkbox"/> |
| ②事業計画書(別記様式第1号) | <input type="checkbox"/> |
| ③事業者概要書(別記様式第2号) | <input type="checkbox"/> |
| ④補助金所要額計算書(別記様式第3号) | <input type="checkbox"/> |
| ⑤申請書類確認書(様式1)※この様式 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥暴力団排除に関する誓約書(様式2) | <input type="checkbox"/> |
| ⑦補助金振込口座登録依頼書(様式3)及び振込先口座の通帳の写し | <input type="checkbox"/> |
| ⑧会社案内等の会社の概要が分かるもの又は定款の写し | <input type="checkbox"/> |
| ⑨商業登記簿謄本(全部事項証明書)※3カ月以内のもの | <input type="checkbox"/> |
| ⑩決算書の写し(直近2年間分) | <input type="checkbox"/> |

(様式2)

暴力団排除に関する誓約書

□ 私 □ 当社 は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 山形県の補助事業について、下記に該当する者であることを知りながら当該補助事業に関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはしません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、山形県から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、山形県の補助事業について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、山形県に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には役員又は支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

山形県知事 殿

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

本件責任者氏名

担当者氏名

連絡先電話番号

連絡先電話番号

(様式3)

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和7年度（令和8年度への繰越明許費設定分）山形県中小企業まるっとサポート
事業費補助金（販路開拓支援事業・展示会等出展支援型）振込口座登録依頼書

標記補助金について、交付決定された場合の補助金の振込先は、下記のとおりです。

記

| | |
|----------|-------------------|
| 振込先金融機関名 | |
| 支店名 | |
| 預金の種別 | 普通 ・ 当 座 （どちらかに○） |
| 口座番号 | |
| 預金名義（カナ） | |

※振込先口座の通帳の表紙及び1，2ページ目の写しを添付してください。

(様式 4)

実績書類確認書

商号又は名称 : _____

代表者役職・氏名 : _____

令和7年度(令和8年度への繰越明許費設定分)山形県中小企業まるっとサポート事業費補助金(販路開拓支援事業・展示会等出展支援型)の実績報告にあたり、以下の書類が揃っていることを確認しました。

※確認した書類については、「書類チェック」欄に☑してください。書類に不足がある場合は、補助金を支払うことができません。

| 書類が揃っている場合は☑してください。 | 要件チェック |
|--|--------------------------|
| ①実績報告書(規則別記様式第2号) | <input type="checkbox"/> |
| ②事業実績書(別記様式第8号) | <input type="checkbox"/> |
| ③補助金精算額計算書(別記様式第9号) | <input type="checkbox"/> |
| ④実績書類確認書(様式4) ※この様式 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤申込書、発注書、契約書などの写し(補助対象経費すべてにおいて必要) | <input type="checkbox"/> |
| ⑥請求書の写し(補助対象経費すべてにおいて必要) | <input type="checkbox"/> |
| ⑦銀行振込依頼書、引き落とし通帳、領収書などの写し(補助対象経費すべてにおいて必要) | <input type="checkbox"/> |
| ⑧航空券の半券(又はe チケットお客様控え等) ※航空券代がある場合のみ | <input type="checkbox"/> |

(様式5)

年 月 日

山形県知事 殿

補助事業者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(連絡担当者役職氏名)

令和7年度(令和8年度への繰越明許費設定分)山形県中小企業まるっとサポート
事業費補助金(販路開拓支援事業・展示会等出展支援型)社名(所在地)等変更届出書

このたび、令和 年 月 日付け 第 号をもって交付を受けた標記補助事業について、下記
事項を変更しましたので届け出いたします。

記

1. 変更事項
2. 変更前
3. 変更後

(注)事前に県の担当者に連絡し、変更後ただちに提出してください。